

65歳以上の皆さまへ

令和8年度介護保険料についてのお知らせです



1 介護保険料の算定について ～税制改正に伴う特例措置のお知らせ～

令和7年度の**税制改正**により「給与所得控除」が引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料については、制度を安定して運営するため、**改正前の基準を用いて計算**する「特別な取り扱い」を行います。

給与収入額が変わらなければ、介護保険料は令和7年度と同額になります。

※税制改正により住民税が「非課税」となった場合でも、介護保険料の算定上は「課税」相当とみなされ、保険料の段階が変わらないことがあります。公平な負担と制度維持のため、ご理解をお願いいたします。

(例)	項目	令和7年度		令和8年度
	市民税	課税	➡	非課税
	介護保険料	第6段階	➡	第6段階 (課税として判定)

※介護保険料の算定においては、給与所得控除を55万円として計算するため、市民税の課税・非課税の判定と一致しない場合があります。



Q. 介護保険料はどう決まりますか？

A. ご本人や世帯の「住民税課税状況」と「前年の所得」をもとに、市の基準（全13段階）で決まります。

Q. なぜ住民税が非課税でも、保険料計算では「課税」扱いなのですか？

A. 介護保険は3年を一期として計画・運営しています。期間中の制度安定と公平性を保つため、令和8年度に限り、税制改正前の基準を用いて判定します。

Q. 給与収入が190万円を超える場合は？

A. 給与収入190万円以上の方は、今回の控除額変更の対象外のため、通常どおり算定されます。

Q. 年金収入のみの場合は？

A. 今回の特例は給与収入が対象です。年金収入のみの方は影響ありません。

Q. 保険料はいつわかりますか？

A. 住民税決定後算定されます。決定額は8月発送予定の「納入通知書」をご確認ください。

2 介護保険の判定基準が変わります ～年金額の改定に合わせて、基準額を引き上げます～

令和8年度から、介護保険料の算定や各種負担区分を判定する際の基準額（合計所得金額等）が、これまでの**80.9万円から82.65万円**に見直されます。

これは、国の年金支給額が増額されたことに伴い、**収入が増えたとみなされて保険料や利用料の負担区分が上がってしまうことを防ぐための措置**です。主に以下の3つの判定において、基準額が引き上げられます。

1. 介護保険料の段階の基準額

住民税非課税の方（第1～第5段階）の保険料を決める所得基準が引き上げられます。

これにより、**年金収入が多少増えても、保険料の段階が急に上がらないよう配慮**されます。

2. 高額介護サービス費における基準額（8月～）

1か月の介護サービス費の負担上限額を決める区分の判定基準が変わります。所得が低い方の負担上限額（月額15,000円や24,600円）が適用される範囲が、実質的に維持・拡大されます。

3. 負担限度額（食費・居住費）の段階の基準額（8月～）

非課税世帯の方が、介護施設やショートステイを利用する際の食費・居住費の軽減対象となる所得基準が引き上げられます。

【お問い合わせ】 高齢福祉課 介護保険担当 ☎63-1111 内線119・125